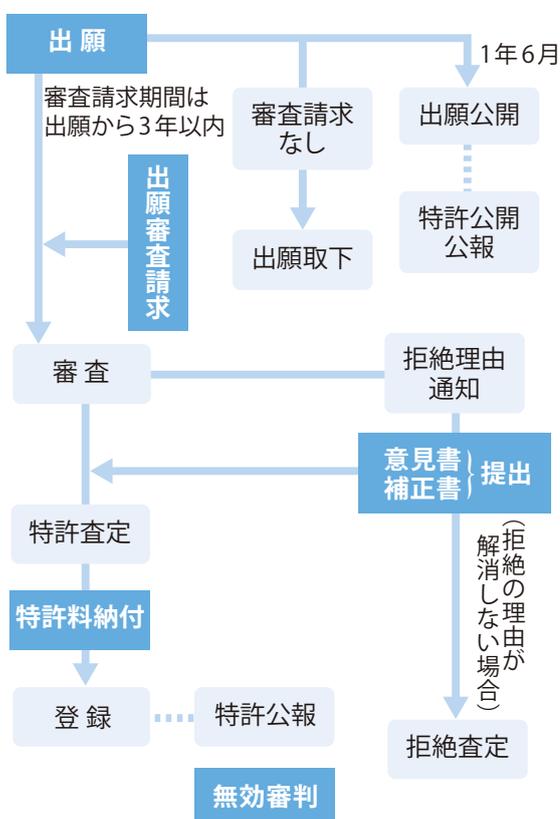


12 特許出願にはどのくらいの費用が必要？

特許の出願手続を行うためには、特許庁へ納める費用と、出願手続を依頼する特許専門家である弁理士^{用語}に支払う費用の2種類が必要になります。

特許庁へ納める費用については、特許庁のHPに公開されています。日本1国に出願した場合の大体の費用を記載します。(条件をかなり限定していますので、あくまでも参考数値です)

| | 特許庁 | 弁理士費用 | 合計 |
|-------------------------|----------|----------|---------|
| 特許出願 | 15,000円 | 30万～50万円 | 32～52万円 |
| 審査請求 | 138,000円 | 2万円程度 | 20万円 |
| 意見書提出 | | 10万円程度 | 10万円 |
| 手続補正書 | | 10万円程度 | 10万円 |
| 特許登録料 | 9,900円 | 15万円程度 | 11万円 |
| 年金 ^{用語} 4年～15年 | 632,100円 | 1万円程度 | 90万円 |
| 合計 | 約80万円 | 約90万円 | 約200万円 |



審判や裁判などを経ないで、順調に特許権になったとしても、20年の満了まで維持するには約200万円必要となります。

このように特許というのは非常にお金がかかります。

このお金に見合うだけの収入が見込めなければ、特許は単なる不良債権になってしまいます。

つまり、他人がお金を払ってでも使いたい発明でなければ、特許出願をする意味はないということになります。